山梨大学医学部附属病院臨床倫理コンサルテーションチーム申合せ

制定 令和３年３月２４日

改正 令和６年７月１０日

（趣 旨）

第１条 この申合せは、山梨大学医学部附属病院医療行為に関する臨床倫理委員会規定（以下「規定」という。）第10条第２項の規定に基づき、山梨大学医学部附属病院臨床倫理コンサルテーションチーム（以下「コンサルテーションチーム」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（支援活動）

第２条 コンサルテーションチームは、医療・ケアに関わる倫理的問題について、医療・ケアチームを支援する活動（以下「倫理コンサルテーション」という。）を行う。

（組織等）

第３条 コンサルテーションチームは、次の各号に掲げるメンバーをもって組織する。

1. 医療行為に関する臨床倫理委員会（以下「委員会」という。）の委員
2. 医師
3. 看護師
4. 社会福祉士
5. 倫理学の専門家
6. その他、委員会の委員長が必要と認める者
7. 前項のメンバーは、規定第５条第１項に規定する委員長（以下「委員会委員長」という。）が選出し、病院長が委嘱する。
8. コンサルテーションチーム責任者（以下「責任者」という。）は、委員会委員長が任命する。

（任 期）

第４条 メンバーの任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２ 欠員により補充されたメンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

（申請手続き）

第５条 倫理コンサルテーションを申請する医療従事者は、別に定める申請書に必要事項を記入し、委員会事務局を通じて責任者へ提出しなければならない。

（協議実施担当者の選出）

第６条 責任者は、医療従事者から倫理コンサルテーションを求める申請を受け、チーム協議の日程調整を行う。

２ 責任者は、案件に応じて担当者を選任する。

３ 責任者は、依頼に対応する上で協議を行う必要がないと判断する場合には、申請者へその旨を回答する。

（協議方法及び記録）

第７条 協議は以下のいずれかの形式により行う。

1. 申請者や医療・ケアチーム等を招請し、多職種による協議の場を設ける。
2. 申請者の開催する多職種カンファレンス等へ参加する。
3. チームメンバーと申請者が少人数で話し合いを行う。

２ 担当者は、倫理コンサルテーションの実施記録を作成し責任者に報告する。

（結果の通知）

第８条 責任者は、倫理コンサルテーション結果を申請者に通知する。

（報 告）

第９条 責任者は、本申合せ第６条第３項の回答内容及び第８条の倫理コンサルテーション結果を委員会に報告する。

（守秘義務）

第10条 コンサルテーションチームは、職務上知り得た情報を漏洩してはならない。

なお、その職を退いた後も同様とする。

（事務）

第11条 コンサルテーションチームの事務は、医学域総務課において処理する。

２ 倫理コンサルテーションの実施記録及び関係資料は10年間保存する。

（雑 則）

第12条 この申合せに定めるもののほか、コンサルテーションチームに関し必要な事項は、委員会委員長が別に定める。

附 則

この申合せは、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この申合せは、令和６年７月１０日から施行し、令和６年５月１日から適用する。